資料3

箕面市保健医療福祉総合審議会の答申案（抜粋）

（平成３０年２月１日審議予定）

◆「第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画」にかかる意見

１．市内サービス基盤の整備

障害者総合支援法の改正により、「就労定着支援」、「自立生活援助」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「共生型サービス」といった医療的ケア児や高齢障害者を含む様々な状態像のかたの地域生活を支援するサービスが新たに創設されます。2018 年(平成３０年) ４月からの施行にあたっては、法改正の趣旨をふまえ、円滑に各サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備を図るとともに、制度の周知に努める必要があります。

また、2025 年を見据えた中・長期的な視点での施設整備目標を示した「重度障害者のための生活介護事業所整備構想（たたき台）(2017 年(平成２９年) ６月策定)」に基づき、本計画期間中においても、新施設の整備を早急に進め、地域生活支援拠点の整備と併せて障害者の日中活動の場のさらなる充実に努める必要があります。

２．社会的障壁の除去

障害者権利条約の批准等により、障害者の社会的障壁の除去がより一層求められています。2016 年(平成２８年)に障害者差別解消法が施行され、様々な場面における合理的配慮の提供が進められています。

箕面市においても、地域の障害者理解や差別解消、合理的配慮の提供促進に努める必要があります。

なお、2017 年(平成２９年)から検討を進めている、ろう者等聴覚障害者をはじめとする意思疎通に困難を抱える障害者に対する支援等に関する条例については、引き続き障害者市民施策推進協議会等で丁寧に検討を進めるべきと考えます。